

防災・減災に向けて⑧

今月号では、「緊急地震速報」についてお知らせします。

緊急地震速報とは

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限りすばやく知らせる情報です。

強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、工場などで機械制御を行うなどといった活用が図られています。

緊急地震速報の仕組み

地震が発生すると、震源からは揺れが波となって地面を伝わります（これを「地震波」といいます）。この地震波には、P波（初期微動）とS波（主要動）があり、P波のほうがS波より速く伝わる性質があります（P波：秒速約7km、S波：秒速約4km）。

強い揺れによる被害をもたらすのは、主に後から伝わってくるS波です。このため、地震波の伝わる速度の差を利用して、先に伝わるP波を検知した段階で、S波が伝わってくる前に、危険が迫っていることを知らせることが可能となります。

緊急地震速報の発表条件など

緊急地震速報は、地震波が2以上の地震観測点で観測され、「最大震度が5弱以上と予想された場合」に、「震度4以上が予想される地域」について発表されます。

予想される最大震度について震度5弱以上としているのは、震度5弱以上になると顕著な被害が生じ始め、事前に身構える必要があるためとされており、また、震度4以上が予想される地域について発表としているのは、震度を予想する際の誤差のため実際には5弱である可能性があること、震源域の断層運動の進行によりしばらく後に5弱となる可能性があることといった理由とされています。

なお、南三陸町は「宮城県北部」の地域に属するかたちで発表されます。

問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376

緊急地震速報の活用上の注意点

緊急地震速報が発表されてから実際に強い揺れが到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがあります。

また、複数の地震が時間的・距離的に近接して発生した場合に、別々の地震と認識できず、的確な情報が発表できないことがあります。

緊急地震速報が発表されていなくても、地震の揺れを感じたときは直ちに身を守る行動をとりましょう。

・緊急地震速報を見聞きしたら（地震の揺れを感じなくても）……

地震の揺れを感じたら（緊急地震速報がなくても）……

まわりの人にも声をかけながら、あわてず、まず身の安全を確保しましょう。

・ご家庭では

あわてて外へ飛び出さず、頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難しましょう。

・屋外では

ブロック塀の倒壊や看板、割れたガラスの落下に注意しましょう。

・鉄道やバスの中では

つり革や手すりにしっかりつかまりましょう。

・自動車の運転中は

急ブレーキはかけずにゆるやかに速度を落とし、ハザードランプを点灯させてまわりの車に注意を促しましょう。



東日本大震災三周年 南三陸町追悼式

平成23年の東日本大震災により犠牲になられた方々に対し、哀悼の誠を捧げるとともに、南三陸町復興の加速化に向けて決意を新たにすため、本年も南三陸町主催による追悼式典を実施いたします。

震災のご遺族及び関係者の皆様のご参列をお願いいたします。

日時 3月11日（火）午後2時30分開式
（午後1時45分開場）

場所 南三陸町総合体育館ベイサイドアリーナ（志津川字沼田56番地）

※詳細については広報みなみさんりく3月号でお知らせいたします。

※警報発令や荒天等、開催に支障が生じた場合は、町防災行政無線等でお知らせいたします。

※仮設住宅でのテレビ中継はありません。

〔ご確認事項〕

- ①ご参列の際は平服をご着用ください。
- ②無宗教形式での実施となります。
- ③献花用の花は町で用意しております。香料・供花・供物等をご遠慮ください。
- ④平日開催のため、道路混雑等が予想されます。また駐車スペースも少ないため、なるべくBRT・災害臨時バスをご利用ください。
（当日は仮設住宅各地区から会場までの無料送迎バスも運行いたします。）
【無料送迎バスの経路・時刻表、臨時駐車場等の詳細は3月1日発行の広報3月号でお知らせいたします。】

問い合わせ 保健福祉課被災者支援係 ☎29-6451

被災者生活再建支援金の申請期間の延長

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の基礎支援金の申請期間を1年間延長して取り扱う決定が、宮城県より通知されましたのでお知らせします。

【今回の改正点】

基礎支援金（被害の程度によって支給されるもの）申請期限：平成26年4月10日⇒平成27年4月10日

加算支援金（生活再建の方法に応じて支給されるもの※）申請期限：平成30年4月10日

【延長を行う理由】

- ①住宅の解体が相当数見込まれる中で、解体業者の不足により宮城県内全域で解体工事が滞っている状況であり、解体工事が終了するには時間を要するため。
- ②住民票を移さずに一時避難をしている被災者は、その転居先を把握することが困難である場合が多く、支援制度を周知するには時間を要するため。

【対象となる区域及び世帯】 宮城県内全市町村

※加算支援金は、家屋を新築または購入、家屋を補修、民間賃貸アパートまたは貸家（みなし仮設住宅及び公営住宅等を除く）の契約をしている場合には、申請することができます。

問い合わせ 保健福祉課被災者支援係 ☎29-6451